

カーボンフットプリントの表示等の在り方検討会 開催要領

1. 目的

令和3年6月に策定された「地域脱炭素ロードマップ」においては、2030年までに製品・サービスのライフサイクルの温室効果ガス排出量等を自主的に見える化し、活用できる環境を整備することが明記された。また、令和6年6月に成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正において、温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及促進に向け、事業者に対し原材料の調達から廃棄までのライフサイクルを通じた排出の量に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めることが規定された。

こうした製品・サービスのライフサイクルを通じた温室効果ガス排出量であるカーボンフットプリント（以下「CFP」という。）の算定方法については、ISO等の国際規程等を踏まえて、「カーボンフットプリント ガイドライン」及び「(別冊) CFP実践ガイド」を策定している一方で、CFP表示に特化したISO等の国際規程がないため、算定したCFPの表示等の情報提供（以下「表示等」という。）については、企業の個別判断に委ねられているところであり、企業の積極的な表示等や表示等を通じた消費者とのコミュニケーションの促進において課題となっている。

このため、CFPの表示等に関する国内外の動向や商品表示に関する国際規程等を踏まえ、企業によるCFPの積極的な表示等や表示等を通じた消費者とのコミュニケーションを促進することを目的に、CFPの表示等の在り方を検討するため、CFP及び商品表示に知見を有する有識者で構成する「カーボンフットプリントの表示等の在り方検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 検討会は、学識経験者・有識者からなる委員をもって構成する。
- (2) 検討会には、座長の了解を得た者がオブザーバーとして出席できる。

3. 運営

- (1) 検討会には座長を置く。
- (2) 座長は、検討会の議事運営にあたる。
- (3) 検討会は原則として公開する。ただし、公開することが適当でない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。会議資料についても同様に、原則として公開とするが、公開することが適当ではない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。
- (4) 公開した検討会の会議録は、会議終了後に作成し、委員の確認を得た後、会議終了後1ヶ月以内を目途に、公開する。

4. 事務局

検討会の事務局・会議の庶務ともに、環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室において行う。必要に応じ、事務運営の一部を外部機関に行わせることができる。